

令和6年度

理事会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

## 令和6年度理事会議事録

1. 日 時 令和6年7月8日（月）12時58分～14時10分

2. 場 所 ウェディングプラザアラスカ 4階 「ダイヤモンド」

3. 出席者

理事長	高 樋	憲
副理事長	長 尾	忠 行
常務理事	舩 甚	悟
1 番	西	秀 記
5 番	平 田	博 幸
6 番	吉 田	満
7 番	野 村	秀 雄
10 番	葛 西	健 人
12 番	櫻 田	宏
13 番	畑 中	稔 朗
14 番	阿 部	義 治
15 番	若 宮	佳 一
16 番	成 田	隆
監 事	倉 光	弘 昭
監 事	桑 田	豊 昭
監 事	富 岡	宏

4. 欠席者

副理事長	櫻 井	雅 洋
2 番	山 本	知 也
8 番	小山田	久
9 番	小檜山	吉 紀

5. 事務局 長内事務局長外13名

## 6. 提出議案

- (1) 議案第 1 号 総会提出議案の件  
(別冊第 1 5 7 回通常総会議案)
- (2) 議案第 2 号 国保永年勤続者表彰の件
- (3) 議案第 3 号 総会日程決定の件

三和総務課長補佐	開会を告げた。(とき：12時58分)
高樋理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
高樋理事長	規約の定めに従い、議長になる旨を告げた。
議 長	直ちに議事に入り、本会理事の定数は18名、うち欠員1名、本日の出席者は13名で過半数に達したので、本理事会は成立する旨を告げ、議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、14番阿部理事、15番若宮理事の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議 長	先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求めた。
桑 田 監 事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議 長	議案審議に入り、議案第1号から議案第3号まで全議案を一括上程し、適宜分割のうえ審議することの了承を得た。
議 長	理事会議案第1号は総会提出議案で、報告事項1件、議決事項22件となっており、総会提出議案報告第1号理事長専決処分事項報告の件について事務局の説明を求めた。
瓜田総務課長	<p>総務課長の瓜田から説明したい。</p> <p>製本された総会議案の3頁をお開き願いたい。</p> <p>報告第1号は、理事長専決処分事項報告の件で一般会計の補正予算第1号であるが、早急に対応する必要があったので、国保法の規定により令和6年5月24日に専決されたものである。</p> <p>専決処分の理由であるが、国は、令和6年2月から5月の介護、障害福祉職員の収入を引き上げるため、都道府県を実施主体とした「処遇改善支援事業」を実施することとし、県から事業所等への補助金額の算出事務の受託要請があったところである。</p> <p>これに伴って、当該事務開始前までに県及び委託電算会社との業務委託契約に要する予算措置を講じるため、歳入・歳出に科目を新設し、必要額を追加したものである。</p>

議  
議

舛 甚 常 務 理 事

歳入・歳出予算補正事項別明細書は、6頁、7頁に載せている。

説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

次に、総会提出議案第1号令和5年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。

常務理事の舛甚である。

令和5年度の事業報告については、総会議案書の8頁から詳細を記載しているが、最近の国保等を取り巻く情勢について、情勢報告として本日配付の資料No.1で3点説明したい。

まず1点目は、1頁の令和6年度税制改正大綱に伴う対応についてである。

この経緯については、本年2月、3月に開催した予算理事会・総会において報告しているが、改めて説明する。

審査支払業務は国保連合会と支払基金の2つの機関で行っているが、国保連合会のみが法人税課税の対象とされていた。

また、大規模なシステム更改が国の「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って進められており、これに要する開発負担金と運用費の財源確保が最大の課題となり、積み立てを行うにも上限があったことから、長期的な積立計画が困難な状況であったところである。

そのため、昨年6月、国に税制改正を要望してきたところ、同年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正大綱」において、国保連合会における一定の要件に該当する業務については、法人税法上の収益事業から除外されることが盛り込まれた。

下の四角で囲んでいるところからが、新たに報告する内容である。

詳細は現在も国で整理中とのことであるが、1に記載の

とおり、事業内容に基づいて収益事業と非収益事業を明確に整理し、別々の会計で経理することとなる。

例えば、自前の会館の空きスペースを貸し出したり、駐車場経営している他県の連合会があり、これは当然にして収益事業となり、2に記載のとおり、今後も法人税の申告や納付が必要である。

次の3であるが、積立金を積む場合、毎年度、厚生労働省に積立計画の提出と事業状況の報告が必要となるようである。

4として、非収益事業である審査支払業務において剰余金が生じた場合は、翌年度の手数料等から減額して調整することが原則であるとされている。

赤い囲み部分の今後の対応であるが、詳細な取扱いに関する通知は国から7月中に発出される予定である。

本会における収益事業にあたるものとして、国保新聞等特別会計で経理しているシステム端末の賃貸借、参考図書や被保険証等の斡旋が該当するのではないかと考えている。

国からの通知に基づき、収益事業と非収益事業の整理を行い、積立資産に係る規程の改正や予算補正については審査支払手数料に直結することから、臨時理事会・総会を书面開催し承認を得たいと考えているので、了承いただきたい。

2頁をご覧願いたい。

2点目は保険税（料）算定への金融所得の勘案に向けた検討についてである。

国は、所得に応じて賦課・徴収する医療や介護の保険料の算定に、株式配当などの金融所得を反映する仕組みづくりができないかということで検討を開始された。

現在、保険料は自治体が把握する加入者の所得をもとに算定される仕組みであるが、金融所得については確定申告を行うことで保険料に反映されるものの、申告しなければ反映されないことから、不公平だとの声が根強くある。

そのため、金融機関が保有する情報を自治体と共有することの可否や共有にあたって必要となるシステムの構築方法などが検討されることとなっている。

非課税の積立NISAを除いた株式配当や譲渡などを指しているわけだが、所得税15%、住民税5%の課税を廃止して保険税（料）の算定へ振り替えるようである。

資料に記載はないが、被用者保険は、講師の講演料など本業以外にも他の仕事をして収入を得ているケースがあり、その所得捕捉の問題や、保険料を事業主と労使折半している仕組みへの影響などにより、社保を除外するようである。

今後の議論の動向を注視しなければならないと考えている。

次に、3点目は正常分娩の保険適用に向けた検討である。

国は、令和8年度を目途に正常分娩の出産費用に公的医療保険を適用し、自己負担を求めない方向で検討を始めたところである。

四角囲み部分であるが、公的医療保険から出産育児一時金が支給されており、令和5年4月からは子1人につき50万円が支給されている。

現在、正常分娩による出産費用は保険適用されていないため、医療機関ごとに費用額を自由に設定できる。

令和4年度の全国平均は48万2,294円である。

参考として掲載しているが、最高は東京都の60万5,261円、最低は熊本県の36万1,184円、本県は39万4,927円で全国44位という状況であり、地域差が大きく都道府県別で見ると24万円以上の差がある。

国は、保険適用が実現されることで全国一律の公定価格となり、正常分娩のサービスの質が確保されるというメリットや出産費用の50万円を超える部分は自己負担となるため、その軽減が図られるとしている。

一方、デメリットとしては逆に公定価格が下がり、地方の産科は廃業する者も一定数出るのではないかと、ある開

業医のコメントを耳にしたところである。

また、保険適用した場合の自己負担を公費適用するのかどうかの議論もされていないため、こちらも有識者会議等の議論の動向を注視しなければならないと考えている。

私からの説明は以上であるが、引き続き担当から、令和5年度の事業報告関連資料について説明させる。

小田切事務局次長

引き続き、事務局次長の小田切から3頁からの事業報告関連資料について説明したい。

1点目は、令和6年度分の保険者インセンティブ制度である。

まず、国保分の保険者努力支援制度であるが、取組評価分として全国枠で競争配分される1,000億円に加えて、令和2年度からは、疾病予防・健康づくりをより強力に推進することを目的に500億円が増額され、総額1,500億円規模で運用されてきたところである。

令和5年度分からは、財務省からの指摘を受け予算の執行状況を踏まえた結果、総額で1,380億円規模に見直されたが、令和6年度も同額が措置されている。

下の表であるが、左側には「市町村分」、右側には「都道府県分」の今年度交付される分の評価指標を掲載している。

どちらも指標の大幅な変更はなく、点数配分の高い項目については、黄色で網掛けしている。

左側の市町村分の真ん中あたりにある「共通⑤」の「重複・多剤投与者に対する取組」、その下の「共通⑥」の「後発医薬品に関する取組」、その下の「保険税の収納率」、最後の「適正かつ健全な事業運営の実施状況」の配点が高くなっている。

右側の方の都道府県分であるが、中段に記載の指標②の(i)「年齢調整後の1人当たり医療費」、指標③の(ii)「法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一」の配点が高く設定されている。

この都道府県分の指標①と②は、その都道府県内の市町

村の取組が評価されるもので、例えば、一番上の指標の特定健診の受診率では、県平均が60%を超え、さらに前年度から1%アップしていること、また、保健指導については県平均が60%を超え2%アップしていることという要件をクリアした場合、満点の20点が獲得できるといった評価の仕方になっている。

4頁をお開き願いたい。

「市町村分」と「都道府県分」を合わせた、今年度交付される都道府県別の1人当たり交付額の速報値である。

本県の1人当たり交付額は、右上の表の下段に記載しているが、5,675円で5年度に比べ1,736円高くなっており、順位も36位から3位に急上昇した。

これは、「都道府県分」の交付額が5年度に比べ約4億2,000万円高くなったことが主な要因と思われる。

表の下の※印に記載しているが、年齢調整後の1人当たり医療費は全国と比較すると5番目に低く、またコロナ以前の水準と比較してもその改善状況が全国で3番目に良いことなど、医療費適正化に関する取組による獲得点数が高くなったことが影響しているものと思われる。

5頁をお開き願いたい。

5頁は、「市町村分」と「県分」を合わせた、令和6年度の県内市町村別の1人当たり交付額である。

次の6頁は、県内市町村別の獲得点数を項目毎にグラフ化したものである。

いずれも参考にしていただきたい。

7頁をお開き願いたい。

7頁は、介護保険分のインセンティブ制度である。

「保険者機能強化推進交付金」と「保険者努力支援交付金」の2つがあるが、令和6年度分の「保険者機能強化推進交付金」については、介護職員の処遇改善や物価高騰への対応など、介護報酬に必要な水準に引き上げつつ介護保険制度関連予算の調整を行った結果、5年度に引き続き

50億円減額され、100億円に圧縮されるとともに評価指標が大幅に見直されている。

令和6年度分の評価指標は中ほどに掲載しているが、配点の高い項目に色付けしている。

体制や取組を評価する項目の配点が高くなっている。

8頁をお開き願いたい。

市町村分の今年度交付される、都道府県別の1人当たり交付額である。

本県の1人当たり交付額は、右上の表に記載しているとおり855円で、全国9位と前年度より1人当たり交付額は少なくなったが順位は上がっている。

これは、保険者機能強化推進交付金が前年度よりも50億円縮減されたことによる交付額の減少が大きく影響している。

次の9頁は、都道府県別の獲得点数でグラフの中ほどにあるが、本県は28位となっている。

10頁には、県内市町村別の獲得点数を掲載している。後程ご覧いただきたい。

11頁をお開き願いたい。

2点目は、医療費の支払状況である。

グラフの右端が令和5年度の本県における医療費の支払額であり、国保と後期を合わせると2,623億円と100億円増加した。

下の表には、被保険者数の推移を掲載しているが、青字の国保は非正規従業員の社保適用の拡大や、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより大きく減少している。

一方、赤字で記載の後期高齢者は、昨年度に引き続き4,000人以上増加している。

12頁をお開き願いたい。

3点目は、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成12年度は、年間の支払額が520億円であったが、24年目の令和5年度では約

2. 7倍の1, 398億円となった。

なお、令和4年度は制度開始以来初めて支払額が前年度を下回ったが、再び増加に転じている。

13頁をお開き願いたい。

最後の4点目は、障害介護給付費等の支払状況である。

ご覧のとおり、オレンジ色の障害者、そして薄紫色の18歳未満の障害児分も年々増加している。

以上、事業実施状況を報告したが、医療費適正化対策など保険者インセンティブ制度において、各市町村が点数を獲得できるよう県と連携し支援していくとともに、医療や介護等の審査支払業務の適確な処理に引き続き努めて参りたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、  
議 長 総会提出議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

次に、決算関係を一括ご審議願いたい。

総会提出議案第2号令和5年度一般会計決算の件から第12号令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計11件について、事務局の説明を求めた。

瓜田総務課長 資料No.2「令和5年度本会決算説明資料」をご用意願いたい。

決算関係については、議案書では180頁にも及ぶことから要点を簡潔にまとめたこの資料で説明する。

表紙をめくっていただき、1頁と2頁は令和5年度の決算総括表である。

1頁の真ん中あたりの②、③の欄が決算額、④が翌年度繰越額、その隣が繰越額の主な要因を歳入、歳出それぞれ記載している。

また、各会計の網掛け部分は支払勘定であるが、これは保険者から医療費を受け入れし医療機関に支払う通過勘定であるので、基本的に翌年度繰越額は0円となっている。

本日は翌年度繰越額が大きく発生している会計、勘定を説明する。

はじめに、総会提出議案第2号は一般会計である。

④の翌年度繰越額は2,929万2,385円である。

朱書きで付記しているが、この繰越額が6年度予算の繰越金に計上している額を上回ったので、後ほど補正予算案をお諮りすることとしている。

なお、ほかの会計においても同様に予算補正が必要な場合は同じように付記している。

繰越額の主な要因として歳入の1つ目は負担金の増であるが、予算では被保数を抑えて見込んでいたため、55万円の増となっている。

2つ目として、国庫補助金が427万円の増となっている。

歳出では、総務費、事業費とも各事業執行費用の不用分で合わせて1,400万円ほど、3つ目の諸支出金不用分370万円と予備費不用分として564万円となっている。

次に、総会提出議案第3号は国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計である。

一番上の運営費に係る業務勘定であるが、翌年度繰越額は5,168万2,762円である。

主な要因であるが、歳入では1つ目が手数料で先程の被保数同様、レセプト件数を抑えて見込んでいたため583万円増えているが、コロナワクチン接種事務費が652万円の減となり、トータルでは134万円のマイナスとなっている。

2つ目は、国庫補助金としてここに記載の2つの事業分で1,300万円程増えている。

歳出では、1つ目として総務費の不用分が2,905万円、2つ目として国保審査委員等の報酬などの不用分で516万円、3つ目として国保中央会負担金の不用分が329万円となっている。

続いて、総会提出議案第5号は国保新聞等特別会計である。

この会計は、先程常務理事から説明があったが、市町村における参考図書等の共同購入費、業務端末リース料、医療費通知の郵便料などを経理しており、翌年度繰越額は1,048円で当期利益金となる。

続いて、少し飛んで一番下の総会提出議案第8号は介護保険事業特別会計である。

翌年度繰越額は939万8,141円である。

歳入では、1つ目として手数料であるが、電子証明書発行件数とケアプランデータ連携システムライセンス料が456万円の減となっている。

これは、歳出の1つ目、総務費の電子証明書発行件数減に伴う事務費の減と、その下のケアプランデータ連携システムライセンス料支出金と同額で見合いであるので、歳入不足になるものではない。

歳入の2つ目は、繰越金が146万円増となっているが、これは、当初計上していた繰越額を上回ったものである。

歳出は、総務費の不用分が940万円、国保中央会負担金の不用分が100万円となっている。

2頁をお開き願いたい。

総会提出議案第9号は、障害者総合支援法特別会計である。

翌年度繰越額は590万3,496円である。

歳入の1つ目として、手数料が95万円の増となっている。

これは、レセプト件数が予算積算件数を若干上回ったことによるものと電子証明書発行件数の減で、トータルでは増となっている。

この電子証明書発行件数の減は、先程の介護保険会計と同様で、歳出の1つ目、総務費の電子証明書発行件数の減に伴う事務費不用分と同額で見合いとなっているので、歳

入不足になるものではない。

歳入の2つ目は、繰越金が122万円の増となっている。

こちらも先程と同様、当初計上していた繰越額を上回ったものである。

歳出であるが、1つ目は総務費の不用分として259万円、2つ目として国保中央会負担金の不用分が83万円となっている。

次に、総会提出議案第10号は医師確保対策事業特別会計である。

この会計は、県と市町村が拠出し実施している医師修学資金支援事業を経理している。

翌年度繰越額は1,100万6,708円となっている。

主な要因であるが、1つ目として留年等による修学生への支援費の不用額、2つ目として契約解除者6名からの返還金によるもので、この繰越額は6年度の市町村負担金に充当している。

次に、総会提出議案第11号は後期高齢者医療事業特別会計である。

翌年度繰越額は4,149万6,240円である。

歳入の1つ目として手数料が1,452万円の増であるが、これは予算積算時にレセプト件数を抑えて見込んでいたことによるものである。

2つ目として、広域連合受入金1,395万円の減となっているが、これは広域連合電算処理システムのクラウド化の時期が6年度へ先送りになったことにより、当該システムの更改業務委託料が減になったものである。

歳出であるが、1つ目として総務費の不用分が3,288万円となっている。

先程説明したシステムのクラウド化延期に伴う回線使用料の不用分などが主な要因となっている。

2つ目として、国保中央会負担金不用分が147万円となっている。

最後に、総会提出議案第 12 号は特定健診等事業特別会計である。

翌年度繰越額は 4 9 2 万 5, 4 0 5 円である。

歳入の 1 つ目として手数料の増であるが、データ管理件数が予算積算件数を上回ったことにより、2 4 9 万円の増となっている。

2 つ目として、繰越金が 9 6 万円の増となっている。

歳出では、総務費の各事業執行費用不用分が 5 2 万円、国保中央会負担金不用分が 7 9 万円となっている。

以上で、全 1 1 会計の決算合計額は、一番下の欄で歳入が 4, 5 3 5 億 2, 2 7 8 万 3, 4 9 2 円、歳出が 4, 5 3 3 億 6, 9 0 6 万 5, 7 3 7 円で翌年度繰越額は、1 億 5, 3 7 1 万 7, 7 5 5 円となっている。

続いて、3 頁には参考として会計種別ごとの内訳を載せている。

左上の表は手数料を徴収している一般会計と 5 つの会計の業務勘定、右側には医療費等を通過経理する支払勘定をまとめている。

また、4 頁からは各会計の決算の詳細を載せているので参考に願いたい。

最後に、飛んで 1 0 頁をお開き願いたい。

積立金の状況を整理している。

左側の表の下から 2 つ目の 8 番・合計額をご覧願いたい。

積立金種類ごとの各会計の合計である。

5 年度の出納閉鎖となる令和 6 年 5 月 3 1 日現在の総保有額は 4 億 5, 0 5 1 万 9, 0 0 0 円で、前年度比 1, 3 3 3 万 1, 0 0 0 円の増である。

これは、本会の全てのシステムが数年に亘って更改されるための積み増しであり、事業運営積立資産と退職手当積立資産以外は令和 8 年度までにほぼ全額をその経費に充当することとなる。

右側には、各積立金の目的、上限額、運用方法を一覧に

議  
議

長内事務局長

長  
長

している。

一番左の種別欄の※印を記載している3つの積立金については、表の下の四角で囲んでいるが、先程、情勢報告で常務理事からも説明があったように、令和6年度税制改正に伴って本会における積立金の在り方が変更となる。

今後、国からの通知に従って関係規則等の改正を行うこととしている。

決算の説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第2号から第12号までの計11件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

次に、補正予算関係を一括ご審議願いたい。

総会提出議案第13号令和6年度一般会計補正予算の件から第18号令和6年度医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計6件について、事務局の説明を求めた。

事務局長の長内から補正予算6件について説明する。

製本された厚い冊子の総会議案書の275頁をお開き願いたい。

総会提出議案第13号は、令和6年度一般会計の補正予算第2号である。

事項別明細書で説明するので、278頁をご覧願いたい。

補正内容であるが、先程の決算関係で説明した5年度の決算剰余金が、6年度予算に措置した繰越金を上回ったので、その増額分520万円を歳入・繰越金に追加し、同額を歳出・予備費に追加するものである。

その理由は説明欄に記載のとおり、被保険者数の減少が続いているので、7年度においても保険者に負担いただいている一般負担金の減収が予想されることから、その備えとしたいというものである。

続いて280頁である。

2件目は、総会提出議案第14号診療報酬審査支払特別会計の補正予算である。

282頁の事項別明細書をご覧ください。

この会計も5年度からの繰越金が増額となったので、その増額分3,369万3,000円を歳入・繰越金に追加し、歳出には同額を3つに分けて追加するものである。

下段の歳出、右側の金額と説明の欄をご覧くださいと、1つ目は1,662万6,000円を財政調整基金積立資産に追加する。

被保険者数の減少によりレセプト件数の減少が続いており、7年度においても審査支払手数料の減収が見込まれることから、それに備えるものである。

2つ目は、556万7,000円を電算処理システム導入作業経費積立資産に追加する。

これは、過年度の積み残し分に充てるものである。

3つ目は、1,150万円を職員退職手当特別会計繰出金に追加する。

5年度末、定年前に退職した職員に支給した退職金を補填するものである。

続いて、284頁をお開き願いたい。

3件目は、総会提出議案第15号介護保険事業関係業務特別会計の補正予算である。

286頁の事項別明細書をご覧ください。

こちら、前年度繰越金が増額となった421万2,000円を歳入・繰越金に追加し、同額を歳出・積立金の財政調整基金積立資産に追加する。

その理由は説明欄に記載のとおり、介護保険審査支払等システムの更改が7年度に予定されているので、これに係る本会設置機器経費の財源とするものである。

続いて、288頁をお開き願いたい。

4件目は、総会提出議案第16号後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正予算である。

290頁の事項別明細書をご覧ください。

こちら前年度繰越金が増額となった

1, 310万6, 000円を歳入・繰越金に追加し、歳出には同額を3つに分けて追加するものである。

下段の歳出、右側の金額と説明の欄をご覧くださいと、1つ目は、953万3, 000円を財政調整基金積立資産に追加する。

「後期高齢者医療請求支払システム」の更改が7年度に予定されているので、これにかかる本会準備経費の財源とするものである。

2つ目は、307万3, 000円を電算処理システム導入作業経費積立資産に追加する。

これは、過年度の積み残し分に充てるものである。

3つ目は、50万円を職員退職手当特別会計繰出金に追加する。

5年度末、定年前に退職した職員に支給した退職金を補填するものである。

続いて、292頁をお開き願いたい。

5件目は、総会提出議案第17号・職員退職手当特別会計の計画変更である。

1の計画変更の理由であるが、5年度末、定年前に退職した職員に支給した退職金を補填するため、先程説明した診療報酬審査支払特別会計からの1, 150万円と後期高齢者医療特別会計からの50万円をそれぞれ繰入れするものである。

なお、これらの金額は退職した職員の人件費を負担していた会計で按分したものである。

2の変更計画書は293頁のとおりで、借方・預金と貸方・退職給付引当資産ともに514万9, 000円に、先程の1, 150万円と50万円を合わせた1, 200万円追加し、1, 714万9, 000円とするものである。

続いて、296頁をお開き願いたい。

6件目は、総会提出議案第18号医師確保対策事業特別会計の補正予算である。

298頁をご覧願いたい。

今年度の医師修学資金支援事業において、6名から契約解除の申し出があったので、解除者からの返還金

2,112万円を歳入・貸付金返還金に追加する。

また、同額を歳出・返還金に追加し、県へ補助金を返還する。

なお、県補助金の返還額はこのうちの1,360万円程で、残りの約750万円は7年度に繰越し、市町村負担金に充当される。

補正予算6件の説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第13号から第18号までの計6件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第19号退職者医療共同事業拠出金規則を廃止する規則の件について事務局の説明を求めた。

瓜田総務課長 総会議案の301頁をお開き願いたい。

総会提出議案第19号は、退職者医療共同事業拠出金規則の廃止である。

303頁に規則の条文を掲載しているので、そちらの第2条をご覧願いたい。

廃止理由であるが、国保中央会退職者医療事業分担金規程に基づく分担金に充てるため、市町村から退職者医療共同事業拠出金を納付いただいていたが、本年4月に退職者医療制度が廃止されたことに伴い、国保中央会において退職者医療事業分担金規程を廃止しているもので、本会においても当該規則を廃止するものである。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第19号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第20号本会役員選任の件について事務局の説明を求めた。

瓜田総務課長 総会議案の304頁をお開き願いたい。

総会提出議案第20号は、理事の補充選任の件である。  
本会の理事については、現在、県推薦理事が1名欠員となっている。

このため、先般、県から推薦のあった青森県健康医療福祉部長の守川義信さんを本会役員を選任方法等に関する規則に基づき、来る第157回通常総会で選任いただきたいという主旨である。

なお、任期は選任の日から現役員任期満了日の令和7年7月11日までとなる。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、  
議 長 総会提出議案第20号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第21号国保制度改善強化実行運動  
長 内 事 務 局 長 に関する決議文の件について事務局の説明を求めた。

議 長 総会議案の308頁、309頁をお開き願いたい。

令和6年度の国保制度改善強化全国大会を経て実現を期する当面の懸案事項として、13項目を掲げ通常総会において決議し、本年度の実行運動を展開したいという主旨である。

なお、今年度の国保制度改善強化全国大会は11月15日金曜日に東京都で開催予定である。

決議文を朗読した。

議 長 事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、  
議 長 総会提出議案第21号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第22号保険料水準の完全統一に向けた要望活動の件について事務局の説明を求めた。

議 長 総会議案の310頁をお開き願いたい。

本県における令和12年度からの保険料水準の完全統一に向けて、県知事へ要望活動を実施したいという主旨である。

要望書案を読み上げた。

310頁に戻っていただき、2の要望活動への参加者は、

議	長	<p>正副理事長、常務理事の三役としている。</p> <p>説明は以上である。</p>
議	長	<p>事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第22号は原案どおり決定する旨宣した。</p> <p>理事会議案第1号の審議終了を告げ、続いて、理事会議案第2号国保永年勤続者表彰の件について事務局の説明を求めた。</p>
瓜田	総務課長	<p>理事会議案の2頁をお開き願いたい。</p> <p>理事会議案第2号は、国保永年勤続者表彰の件である。この被表彰者は、理事会で決定することになっている。本年度の対象者について事務的な精査を終えたので、顕彰方法を含めて決定いただきたいという主旨である。</p> <p>まず1の表彰対象者であるが、4頁をお開き願いたい。</p> <p>理事者の部は平川市長・長尾忠行さん、同じく副市長・古川洋文さん、蓬田村長・久慈修一さん、2の国保運協委員の部は平内町の首藤邦昭さんをはじめ8名、国保事務担当者の部はつがる市の藤田耕三さんで、合わせて12名の方々である。</p> <p>2頁に戻っていただいて、次に2の表彰の方法は感謝状または表彰状を授与し、3にある記念品を贈呈することとしている。</p> <p>また、その顕彰方法は4のとおり、来る第157回通常総会の席上で行うが、これまでと同様、総会では受賞者氏名の朗読にとどめ、後日、当該市町村長さんから伝達表彰していただくこととしている。</p> <p>感謝状、表彰状の文案、記念品、顕彰方法、いずれも例年どおりで進めたいという主旨である。</p> <p>説明は以上である。</p>
議	長	<p>事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第2号は原案どおり決定する旨宣した。</p>
議	長	<p>次に、理事会議案第3号総会日程決定の件について、事務局の説明を求めた</p>

瓜田 総務課長

7頁をご覧願いたい。

理事会議案第3号は総会日程決定の件である。

総会の日程は理事会で決定することになっており、事務局が準備した日程は、日時が令和6年7月24日水曜日、午後1時から、場所は青森県共同ビル1階「大会議室」を予定しているのでよろしくお願いしたい。

説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第3号は原案どおり決定する旨宣し、総会の開催日程の決定に伴い、各理事の出席方を要請した。

議

長

全議案の議了を宣した。(とき：13時58分)

高樋 理事

長

ここで、私から理事の皆さんにご意見を伺いたい事項がある。

先程の県に対する要望活動の件で何回か出てきたが、これから保険料水準の県内統一を迎えるにあたり、県がかなり思い切った裁量を発揮しなければ、なかなか難しいと思っている。

そこで、国保連の理事長職についてだが、以前は県が理事長を務めていたこともあるようだ。

それを、各市町村の持ち回りで今に至るわけだが、保険料水準の県内統一化を考えた場合、理事長職を県に担ってもらうのも一つの方法だと私は考えている。

これまで通り、市町村の持ち回りでいくのか、県に担ってもらうのがいいのか、忌憚のない意見をお願いしたい。

私としては、保険料水準の県内統一化は、県が相当な財政支援をしなければ難しいと思っているので、統一をうまく進めていくためには、県のリーダーシップを全面的に出させる必要があると考えている。

よって、理事長職は県に担ってもらうのがベターではないかと考えている。

吉田 理事

理事長と知事で、財政負担ができる状況にあるのか否か、まずは一度擦り合わせいただくのはどうか。

いきなり知事の責任というのも疑問である。

高樋理事長 個人的な考えだが、知事ではなく副知事あたりに担ってもらう仕組みを構築して、統一に向かってうまく導いていく必要があるのではないか。

副知事が2名正式決定したのを機にそう思っている。

吉田理事 確かにそのとおりではあるが、財源の裏付けがないまま知事に責任を持ってもらうのは酷ではないか。

高樋理事長 県の基金が相当あるはずなので、それを引き出して活用させたい。

現在、40市町村の保険料水準統一の方針がようやく決定したところであり、そこから一步踏み出し同じ保険料とするにあたっては、様々な課題が出てくると想定されるが、それを国保連が解決するというのはかなり難しいと思う。

来年の7月までが現役員の任期である。

他県では理事長職に県が就いているか。

長内事務局長 全国の国保連合会理事長職の状況としては、市町村長が担っているのは44府県ある。

北海道、東京都、福井県は都道府県のOBが、学識経験者理事として選任、理事長となっており、そのうち北海道、東京都は副知事職にあった方、福井県は部長職にあった方である。

都道府県から本県のように主管部長が理事として挙がっているものの、理事長に就任しているケースは現在のところない。

その理由としては、都道府県は「国保の代表の保険者」という立場で国保連合会に加入しているため、議決権は「国保に関する議案にのみ有する」こととなり、介護保険や後期高齢者、障害等の関連議案への議決権はない。

国保に限っているため、都道府県選出理事が理事長に就いているところはない状況である。

高樋理事長 全国の状況を踏まえて、理事の皆さんが決めればよいと思うがいかがか。

平 田 理 事 長 平成30年度から県と40市町村が連携して今年度まで来たところで、保険料の統一が目前となった現段階での理事長の発言は理解できる。

しかし、これまで国保連の理事長は、県市長会、県町村会からの選出理事で務めてきた歴史があるので、要望書は要望として提出することとし、この件については少し熟考することをお願いしたい。

高 樋 理 事 長 承知した。

県市長会、県町村会それぞれで協議いただきたい。

次の理事会での議題とし、方向性を決めていきたい。

議 長 理事会の全日程終了を宣した。

長 尾 副 理 事 長 閉会挨拶（とき：14時09分）

上記理事会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 8 月 7 日

議

長

高梅寛

令和 6 年 8 月 9 日

議事録署名者

阿部敦治

令和 6 年 8 月 16 日

同

上

若宮佳一

# 国保連合会理事会 理事長挨拶文

とき 令和6年7月8日 午後1時

ところ ウェディングプラザアラスカ 4階 ダイヤモンド

理事会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

役員の皆様方には、何かとお忙しい中をご出席くださ  
いまして、誠にありがとうございます。

本日は、ご案内のとおり、令和5年度の事業報告・決  
算等について、ご審議いただくこととしております。

事業報告、並びに各会計の決算につきましては、監事  
会での監査を終了したものでありますが、当理事会の議  
決を経まして、来たる通常総会に付議することとなりま  
すので、慎重なご審議をお願いする次第であります。

冒頭、私から、3点ご報告申し上げます。

第1点目は、国保の財政運営が都道府県化された最大  
の目的であり、国が強力に推進している「保険料水準の  
完全統一」についてであります。

本県においては、令和12年度の賦課分から、同じ所得  
水準・世帯構成であれば、同じ保険料負担となる「完全  
統一」の目標を掲げております。

しかし、これを実現するためには、現在、市町村毎に異なっている業務の標準化や、健康づくり事業の在り方など、諸課題の検討が必要であることから、先般、もりかわ県健康医療福祉部の守川部長と意見交換を行い、これまで以上に、県がリーダーシップを発揮していただくよう、お願いしてきたところであります。

今後は、宮下知事に対し、要望活動を展開して参りたいと考えており、本日、その内容等を議案として提案しておりますので、ご協議の程よろしくお願いいたします。第2点目は、「国保総合システム」の更改についてであります。

昨年度、第一段階として、クラウド環境への移行が完了したところですが、国の更改方針の転換により、保守・運用経費が、従来より高額となったことから、第二段階においては、審査領域に係る支払基金との共同利用化に合わせて、システムを最適化し、費用の削減を図ることといたしました。

この令和6年度分の開発財源につきましては、全国規模で25億円の国庫補助金が措置されましたが、この先、保険者の追加負担が生じることのないよう、引き続き、

財政支援を求めて参りますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

第3点目は、令和5年度における、本会の会務運営についてであります。

年間2600億円を超える、国保及び後期高齢者の医療費や、約1400億円まで増加した、介護給付費などの各審査支払業務をはじめ、国保運営の重要な財源となっております、

「保険者努力支援制度」に関連する「健康づくり事業」、「医療費適正化事業」への支援に努めました。

また、国が強力に推進する「医療DX」の要となる、「オンライン資格確認等システム」の、円滑な運用につきましても、引き続き協力し、市町村における国保事務の効率化に取り組んだところであります。

本会といたしましては、今後とも、国保事業等の安定運営に向け、市町村支援に努めて参りますので、役員の皆様方のお力添えを重ねてお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。